

「マイナンバー制度」が始まります

みなさんのお宅に11月末ごろまでに「通知カード」が簡易書留で届きます。必ず受け取りを！

一人に一つ、割り当てられる「マイナンバー」について、みなさんに知ってもらいたい点を中心にお知らせします。
☆内容についての問合せ先は、5ページをご覧ください

メリット

社会保障、税、災害対策の分野で活用します

これらの分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用します。

マイナンバー制度のメリット3点

- ① 公平・公正な社会の実現
 - 所得や他の行政サービスの受給状況の把握が容易に
 - 負担を不当に免れることや不正受給の防止に
 - 本当に困っている方へのきめ細かな支援に
- ② 国民のみなさんの利便性の向上
 - 医療保険、福祉等の申請時、用意する書類の削減に（行政手続きの簡素化）
 - 行政機関にある自分の情報の確認やさまざまな行政サービスのお知らせの受け取りがスムーズに
- ③ 行政の効率化
 - 国民の行政ニーズにこれまで以上の対応が可能に
 - 被災者台帳等への活用で行政の支援がより迅速に

安心・安全

セキュリティ対策を講じています

マイナンバー制度では、安心・安全を確保するために個人情報保護の措置を講じています。

制度面の対策

- 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止
- なりすまし防止のため、マイナンバー収集の際には本人確認を義務付け
- 適切に管理されているか、「特定個人情報保護委員会」という第三者機関が監視・監督
- 法律違反の罰則を従来に比べて強化

システム面の対策

- 個人情報の共通データベースは作らず、これまでどおり分散管理（年金の情報・年金事務所、税の情報・税務署など）し、辛くなる式の情報漏れを防止
- 行政機関の間での情報のやりとりでは、マイナンバーを直接使用しない
- システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化
- 平成29年1月稼働予定の「マイナポータル」により、マイナンバーを含む自分の個人情報について、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかを自分自身で確認可能に（4ページ参照）

注目

マイナンバーは一生使う あなたの番号

マイナンバーは、住民票の有る国民一人ひとりが持つ、12桁の番号です。通知カードの紛失などにより番号が漏れて不正に使われる恐れがある場合を除き、一生変更されません。取り扱いには、十分注意しましょう。

みなさんの大切な番号は、外国人の方を含め、世帯ごとには送付する「通知カード」でお知らせします。

受け取りを

「通知カード」は11月末ごろまでに、住民票を有する全ての方に送付

「通知カード」は、世帯単位に、簡易書留の封書で郵送します。送付先は、10月5日時点の住民票の住所です。「通知カード」と一体型の「個人番号カード申請書」の他、「申請書返信用封筒」「お知らせ」が同封されるので、届いたら確認してください。区内全世帯への送付は、11月末ごろまでに完了する見込みです。

▼「通知カード」は、**緑色の部分**で切り取れます。全世帯に順次送付。9月25日までに居所（実際に住んでいる場所）情報の登録申請をした方には、居所にお送りします



確実に受領を

- ！ 配達時に不在の場合はピンク色の「不在通知」が投函されます。郵便局に連絡して、必ず受け取ってください
- ！ この簡易書留は転送できません。郵便局に転送依頼をしていると区役所に返戻されてしまいます
- ！ 万一、不在や転送依頼により区役所へ返戻された場合は、年内にその旨をお知らせします

記載内容の変更は

結婚や引っ越しなどにより、「通知カード」の記載内容を変更する場合は、区役所で手続きを行ってください。

申請を

「個人番号カード」は申請により1月以降に無料で交付



▲「個人番号カード」は申請した方に交付

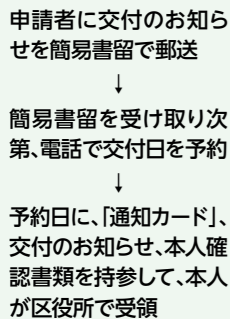
「個人番号カード」は、マイナンバーとともに氏名、住所、生年月日、性別が記載された、顔写真付きのICカード。本人確認のための身分証明書として利用できます。「通知カード」到着以降、同封の申請書に写真を添付し、返信用封筒で申し込むと、1月以降に交付されます。

☆申請先は、区ではなく「地方公共団体情報システム機構」（以下、「機構」という）。申請書に記載の二次元コードを読み取り、スマートフォン等からのオンライン申請も利用できます

「個人番号カード」の交付場所は区役所です

申請により作成された「個人番号カード」は、申請先の機構から区役所に届きます。左記の流れで区役所1階8番窓口で受け取ってください。☆地域事務所では受け取れません。交付時には暗証番号を設定。なお、「住民基本台帳カード」（住基カード）をお持ちの方は必ずお持ちください。住基カードをお持ちしない場合は、「個人番号カード」を交付できません

申請～受領の流れ



「個人番号カード」の電子証明書は2種類

e-tax(税)の電子申告等で利用可能な「署名用電子証明書」と、住民票・印鑑証明書のコンビニエンスストア（コンビニ）での交付やマイナポータル（4ページ参照）へのログイン時に利用する「利用者証明用電子証明書」が搭載されます。いずれも、必要な場合は申請書にその旨を記入してください。

現在の住基カードは交付が終了に

「個人番号カード」との重複所持はできませんが、既にお持ちの住基カードは有効期限まで身分証明書として利用できます。現在、住基カードに搭載されている電子証明書も、その有効期限までは利用可能で、コンビニ交付も当面は継続します。

なお、住基カードの新規交付及び住基カードへの電子証明書・コンビニ交付の利用登録は12月22日で終了します。